

小矢部市国民保護計画 資料編〈目 次〉

資料1	関係機関の連絡先	1
資料2	市各部課の平素の業務	4
資料3	市対策本部編成図	5
資料4	市対策本部の分掌事務	6
資料5	市対策本部長等の代替職員	11
資料6	市緊急事態連絡室の構成等	11
資料7	生活関連等施設の種類及び所管省庁	12
資料8	関係機関との協定一覧	13
資料9	市の地理的、社会的特徴	13
資料10	小矢部市国民保護協議会条例	15
資料11	小矢部市国民保護対策本部及び小矢部市緊急対処事態対策本部条例	16
資料12	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による 救援の程度及び方法の基準	17
資料13	被災情報の報告様式	23
資料14	安否情報に関する様式	24
資料15	火災・災害等即報要領様式	29

資料1 関係機関の連絡先

機 関 名	連絡窓口	所 在 地	電話番号	F A X 番号	備 考
●指定行政機関					
消防庁	応急対策室	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-7527	03-5253-7537	
●指定地方行政機関					
農林水産省 北陸農政局 富山農政事務所		富山市白銀町8-9	076-421-6121		
国土交通省 北陸地方整備局 富山河川国道事務所		富山市奥田新町2-1	076-443-4701		
(小矢部出張所)		小矢部市芹川村中4701	0766-67-0736		
(高岡国道維持出張所)		高岡市長慶寺591	0766-23-6776		
●自衛隊					
陸上自衛隊 第382施設中隊 富山駐屯地		砺波市鷹栖井出935	0763-33-2392		
●指定公共機関					
郵便事業株式会社 北陸支社		石川県金沢市尾張町1- 1-1	076-220-3034	076-220-0960	
小矢部支店		小矢部市綾子553-1	0766-67-0600		
あいの風鉄道株式会 社		富山市牛島24-7	076-444-1300		
石動駅		小矢部市石動町11-10	0766-67-3009	0766-67-0113	
西日本電信電話(株) 富山支店	設備部企画担当	富山市不二越本町2-2- 12	076-492-9502	076-492-9516	
中日本高速道路(株) 富山管理事務所		富山市黒崎439	076-421-9048		
北陸電力(株)本店	総務部 危機管理チーム	富山市牛島町15-1	076-441-2511	076-405-0113	
日本赤十字社 富山県支部		富山市牛島本町2-1-38	076-441-4885	076-433-2657	
日本放送協会 富山放送局	報道部	富山市新総曲輪3-1	076-444-6601	076-442-6092	
●指定地方公共機関					
北日本放送(株)	報道制作局	富山市牛島町10-18	076-432-5555	076-433-8560	

資料1 関係機関の連絡先

富山テレビ放送(株)	C&S局	富山市新根塚町1-8-14	076-425-1111	076-491-2663	
(株)チューリップテレビ	ニュース&プランニンググループ	富山市奥田本町8-24	076-433-9886	076-433-7691	
富山エフエム放送(株)	放送部	富山市奥田町2-11	076-442-5533	076-432-2344	
富山地方鉄道(株)	総務部総務課	富山市桜町1-1-36	076-432-5530	076-433-0743	
加越能鉄道(株)	総務部 経営管理課	高岡市江尻字村中 1243-1	0766-22-4886	0766-27-1621	
(社)富山県バス協会	事務局	富山市新庄町字馬場24 -2	076-424-9317	076-492-3168	
(社)富山県トラック協会	事務局	富山市牛島町1-4	076-433-5252	076-442-3179	
日本海ガス(株)	総務部総務課	富山市城北町2-36	076-433-1212	076-442-3025	
高岡ガス(株)	供給部	高岡市内免2-1-43	0766-22-0709	0766-23-6617	
(社)日本簡易ガス協会北陸支部	事務局	富山市奥田新町8-1 ホールファートとやま8階	076-441-3241	076-441-3244	
(社)富山県エルピーガス協会	事務局	富山市桜橋通り6-13 富国生命ビル内	076-441-6993	076-441-6996	
(社)富山県医師会	事務局	富山市蛭川336	076-429-4466	076-429-6788	
富山県土地改良事業団体連合会	総務部	富山市黒崎17	076-424-3300	076-424-3332	
富山県道路公社	総務課	富山市舟橋北町4-19	076-441-6611	076-442-6467	
●富山県					
知事政策室	防災・危機管理課	富山市新総曲輪1-7	076-444-3187	076-444-3489	
砺波厚生センター 小矢部支所		小矢部市綾子260-1	0766-67-1070	0766-67-4270	
高岡土木センター 小矢部土木事務所	工務第一課	小矢部市今石動町2-13 -1	0766-67-0262	0766-67-6554	
子撫川統合ダム管理事務所		小矢部市宮中新村15	0766-67-3107		
子撫川水道管理所		小矢部市森屋100	0766-68-1282		
高岡農地林務事務所	総務課	高岡市赤祖父211	0766-21-9411	0766-26-8466	
●警察					
県警察本部	警備部警備課	富山市新総曲輪1-7	076-441-2211		
小矢部警察署		小矢部市小矢部町6-5	0766-67-0110		
●近隣市町					
富山市	企画調整課	富山市新桜町7-38	076-443-2079	076-443-2350	
高岡市	総務課 危機管理室	高岡市広小路7-50	0766-20-1229	0766-20-1325	

資料1 関係機関の連絡先

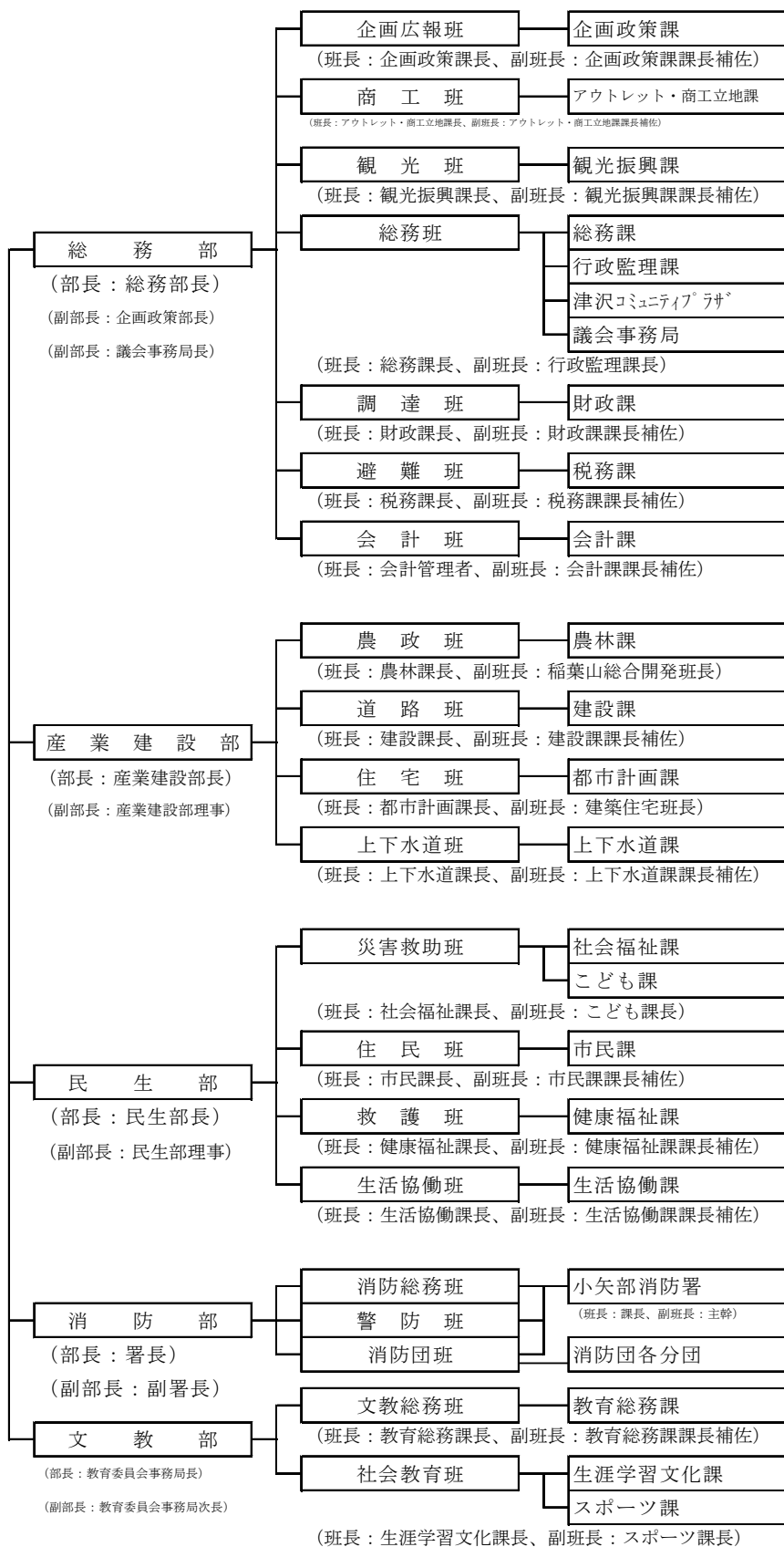
砺波市	総務課	砺波市栄町7-3	0763-33-1111	0763-33-5325	
南砺市	総務課	南砺市苗島4880	0763-23-2003	0763-22-1114	
石川県金沢市	防災安全課	石川県金沢市広坂1-1-1	076-220-2060	076-233-9999	
石川県津幡町	総務課	石川県河北郡津幡町字加賀爪二3	076-288-2120	076-288-2128	
●消防					
小矢部消防署		小矢部市泉町2-37	0766-67-0119	0766-67-5108	
●その他の関係機関・団体等					
小矢部市医師会		小矢部市法楽寺1800	0766-67-3208	0766-68-1490	
(社)富山県歯科医師会		富山市五福字五味原2741-2	076-432-4466	076-442-4013	
(社)富山県薬剤師会		富山市千歳町1-4-1	076-432-2577	076-442-3308	
小矢部市社会福祉協議会		小矢部市鷺島15	0766-67-8611	0766-67-4896	
小矢部市商工会		小矢部市八和町5-15	0766-67-0756	0766-67-6353	
公立学校共済組合 北陸中央病院		小矢部市野寺123	0766-67-1150	0766-68-2716	

資料2 市各部課の平素の業務

部	課	平 素 の 業 務
企画政策部	企画施策課	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護協議会の運営に関すること ・市国民保護対策本部に関すること ・避難実施要領のパターン作成に関すること ・国民保護措置についての訓練に関すること ・特殊標章等の交付等に関すること ・外国人に関する安否情報の収集体制の整備に関すること ・報道機関に対する情報伝達に関すること
	観光振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客に関する安否情報の収集体制の整備に関すること
	アットレット・商工立地課	
総務部	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること
	財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・物資の調達体制の整備に関すること
	税務課	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の運営体制の整備に関すること
産業建設部	農林課	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧の調達体制の整備に関すること
	都市建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・応急復旧体制の整備に関すること ・復旧用資機材等の調達体制の整備に関すること ・交通・輸送体制の整備に関すること
	上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設及び下水道施設の予防対策に関すること ・復旧資材の調達体制の整備に関すること ・応急給水体制の整備に関すること
民生部	市民課	<ul style="list-style-type: none"> ・市民相談体制の整備に関すること
	生活協働課	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ及びし尿の処理に関すること ・防疫体制の整備に関すること
	健康福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること
	社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者及び乳幼児その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・市民に関する安否情報の収集体制の整備に関すること
教育委員会	教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の避難誘導體制の整備に関すること ・避難施設の運営体制の整備に関すること
	生涯学習文化課	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者等の避難誘導體制の整備に関すること
	スポーツ課	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の運営体制の整備に関すること
小矢部消防署	庶務課	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害への対処に関すること(救急・救助を含む。)
	消防課	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の避難誘導體制の整備に関すること
(上記以外の部課)		<ul style="list-style-type: none"> ・市民の避難誘導體制の整備に関すること ・情報の収集・伝達体制の整備に関すること

資料3 市対策本部編成図

本部長	市長
副本部長	副市長 教育長
本部員	企画政策部長
	総務部長
	産業建設部長
	民生部長
	総務部理事
	産業建設部理事
	民生部理事
	教育委員会事務局長
	議会事務局長
	消防署長
会計管理者	
企画政策課長	
総務課長	
財政課長	
事務局員	総務課課長補佐
	総務課員



資料4 市対策本部の分掌事務

名称	班名	分掌事務
対策本部員 会議		<ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部設置の必要性について協議決定する。 2 国民保護措置上の重要事項を協議決定する。 3 武力攻撃事態及び緊急対処事態が発生し、避難勧告、自衛隊に対する援助要請等重要事項について協議決定する。 4 その他防災の推進を図るための事項を協議決定する。
総務部	企画広報班 (企画政策課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部長の秘書に関すること。 2 対策本部の報道に関すること。 3 ラジオ・テレビ・新聞・報道機関との連絡及び相互協力に関すること。 4 被害状況写真の撮影・収集・記録の作成及び提供に関すること。 5 住民等への広報に関すること。 6 自主防災会との連絡に関すること。 7 外国人の保護に関すること。 8 国・その他に関する要望陳情事項の取りまとめに関すること。 9 罹災証明書の発行に関すること。 10 他の班の応援に関すること。
	商工班 (アウトレット・商工立地課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工対策の総括に関すること。 2 中小企業に対する復旧資金のあっせん及び助成に関すること。 3 商工業関係資材の緊急輸送手配の総括に関すること。
	観光班 (観光振興課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光施設対策に関すること。 2 応急対策要員の確保に関すること。
	総務班 (総務課) (行政監理課) (津沢コミュニティ プラザ) (議会事務局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部の庶務に関すること。 2 対策本部員会議に関すること。 3 国民保護措置全般の企画調整に関すること。 4 情報の収集に関すること。 5 被害の取りまとめに関すること。 6 各班の連絡調整に関すること。 7 自衛隊の出動要請に関すること。 8 防災関係機関との連絡調整に関すること。 9 職員の動員招集に関すること。 10 車両の調達及び配車に関すること。 11 他市町村への応援要請に関すること。 12 班員等の給食に関すること。 13 市民の避難命令に関すること。 14 庁舎内の警備に関すること。 15 職員の罹災給付に関すること。 16 民間団体の協力要請に関すること。 17 労務の供給に関すること。 18 各行政委員会との連絡に関すること。 19 市議会との連絡に関すること。 20 その他各班に属しないこと。

資料4 市対策本部の分掌事務

名 称	班 名	分 掌 事 務
総務部	調 達 班 (財政課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護措置に関する予算措置に関すること。 2 救急物資及び応急修理用資材の購入に関すること。 3 市有財産の保全及び被害調査の取りまとめに関すること。 4 庁舎、市有建物等の応急復旧に関すること。
	避 難 班 (税務課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の設置及び誘導に関すること。 2 避難所の運営に関すること。 3 避難者名簿の作成に関すること。 4 災害に伴う市税の減免に関すること。
	会 計 班 (会計課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の救援に必要な経費の緊急支出に関すること。 2 義援金品の出納保管に関すること。
産業建設部	農 政 班 (農林課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常食糧の確保及び特別配給に関すること。 2 農業対策に関すること。 3 農林金融に関すること。 4 農作物種苗及び生産資材の緊急あっせんに関すること。 5 農地の被害状況調査と情報の収集に関すること。 6 家畜家禽及び地区産物対策に関すること。 7 家畜飼料に関すること。 8 家畜の伝染病予防及び防疫に関すること。 9 農業水利農業土木の応急復旧に関すること。 10 林産物対策に関すること。 11 木・竹材等応援対策資材の調達に関すること。 12 治山・林道施設の復旧に関すること。 13 山くずれ、がけくずれ等の予防応急対策に関すること。 14 なだれ対策及びなだれの危害防止に関すること。 15 所管の施設の被害・復旧に関すること。
	道 路 班 (建設課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路交通の確保に関すること。 2 道路、橋梁の応急措置と緊急措置に関すること。 3 道路障害物の除去に関すること。 4 河川の応急修理に関すること。 5 対策用資材の調達に関すること。 6 土木建設業者との連絡及び協力要請に関すること。 7 街路交通の確保に関すること。
	住 宅 班 (都市計画課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急仮設住宅の建設に関すること。 2 市有建物及び一般住宅の応急修理に関すること。 3 公営住宅対策に関すること。 4 住宅に関する特別融資に関すること。 6 公園の被害・復旧に関すること。
	下水道班 (上下水道課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共下水道、都市下水路及び流域下水道の確保に関すること。 2 下水道施設対策に関すること。 3 下水道の応急対策に関すること。 4 下水道復旧用資材の調達に関すること。
	給 水 班 (上下水道課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道の応急修理及び給水計画に関すること。 2 水道施設対策に関すること。 3 水道災害復旧用資材の調達に関すること。 4 飲料水の供給に関すること。

名 称	班 名	分 掌 事 務
民生部	住 民 班 (市民課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 戸籍事務に関すること。 2 被災者に対する国民年金保険料の免除事務に関すること。 3 被害者に対する国民健康保険の給付の特別措置に関すること。 4 社会保険事務所との連絡調整に関すること。
	救 護 班 (健康福祉課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 救護所の設置並びに応急措置に関すること。 2 医療機関との連絡調整に関すること。 3 衛生材料及び医薬品に関すること。 4 関連福祉施設の被害・復旧に関すること。
	環 境 班 (生活環境課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境衛生施設対策に関すること。 2 埋火葬の証明に関すること。 3 市民相談に関すること。 4 防疫対策の樹立及び要員の動員計画に関すること。 5 感染症の予防に関すること。 6 ゴミの非常処理計画に関すること。 7 仮設トイレの調達に関すること。 8 し尿の非常処理計画に関すること。 9 死亡者の処理に関すること。 10 所管施設の被害・復旧に関すること。
	災害救助班 (社会福祉課) (こども課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 救助全般の具体策の樹立及び実施に関すること。 2 援護を要する者(外国人を除く)の保護に関すること。 3 生活必需品等救助用物資及び資材の調達並びに配分の総合調整に関すること。 4 ボランティアの受入れに関すること。 5 罹災者に対する生活保護及び法外援助に関すること。 6 応急仮設住宅入居者の選考及び仮設住宅の管理に関すること。 7 住宅の応急修理対象者の選考に関すること。 8 福祉施設対策に関すること。 9 保育所との連絡に関すること。
消防部	消防総務班 (小矢部消防署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防における情報の接受及び通報並びに広報活動に関すること。 2 災害現場に出動した消防隊との連絡に関すること。 3 関係機関との連絡に関すること。 4 招集動員の実施に関すること。 5 消防隊員の給食、物資の調達及び配分に関すること。 6 市町村消防相互応援に関すること。 7 消防用資器材の調達配分に関すること。

名 称	班 名	分 掌 事 務
消防部	警 防 班 (小矢部消防署)	1 消防隊の出動に関すること。 2 災害現場活動及び災害救助活動に関すること。 3 救急業務に関すること。 4 情報の広報伝達及び非常配備に関すること。 5 災害復旧及び応急措置に関すること。 6 被害情報の収集報告に関すること。 7 消防における避難立ち退き指示及び誘導に関すること。
	消防団班 (小矢部消防署) (各分団)	1 消防団活動の全般に関すること。 2 所管施設の被害・復旧に関すること。
文教部	文教総務班 (教育総務課)	1 教職員の動員に関すること。 2 被災教職員の措置に関すること。 3 学童の避難命令に関すること。 4 学童避難所の設置及び誘導に関すること。 5 学校施設の被害調査に関すること。 6 学校施設の応急修理及び災害復旧に関すること。 7 教育施設の緊急使用に関すること。 8 罹災児童生徒への教科書等の支給に関すること。 9 罹災児童生徒の授業に関すること。 10 罹災児童生徒の学校給食及び健康管理に関すること。 11 罹災児童生徒の育英奨学に関すること。 12 所管施設の被害・復旧に関すること。
	社会教育班 (生涯学習文化課) (スポーツ課)	1 文化財及び保健体育施設の対策に関すること。 2 避難所収容者に対する生活指導に関すること。 3 市体育施設の保全及び応急復旧対策に関すること。 4 救援物資、応急修理用資材の調達に関すること。 5 公民館等の災害対策に関すること。 6 応急対策活動に協力する婦人会・青年団等の連絡調整に関すること。 7 所管施設の被害・復旧に関すること。
連 絡 員		本部と所属班との連絡にあたる。

※ 事態発生初期においては、各班の所掌事務にかかわらず人命救助を優先するものとし、総力をあげて、人命救助の体制をとるものとする。

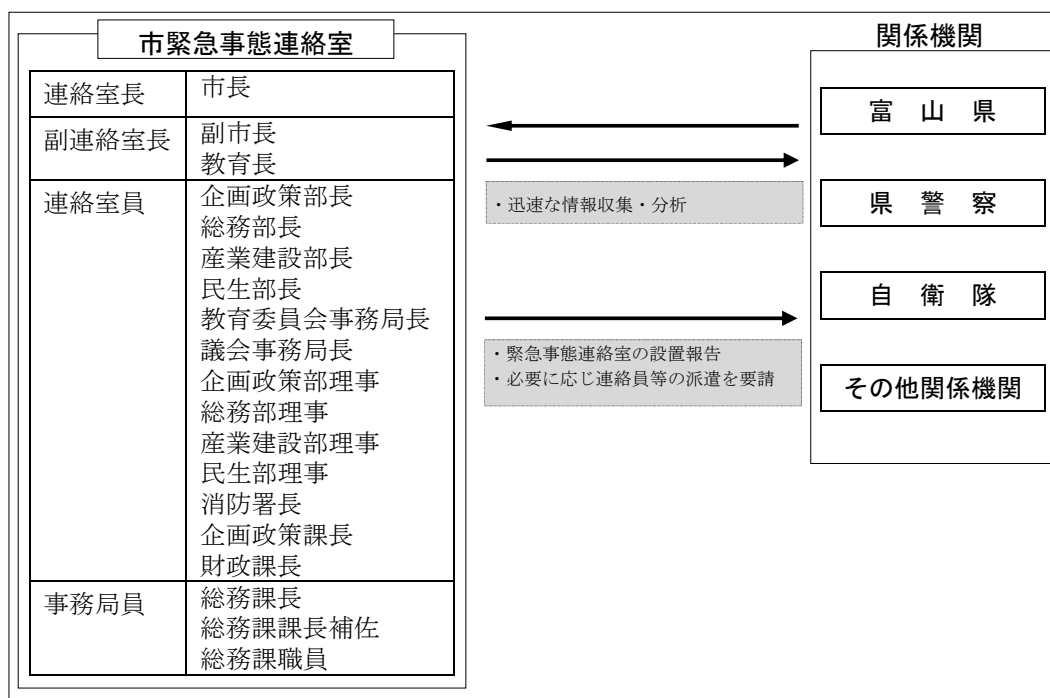
※※ 各班の共通の所掌事務は次のとおりとする。

- 1 関係情報の収集に関すること。
- 2 被害状況の調査に関すること。
- 3 国・県各機関への被害状況等報告、通報に関すること。

資料5 市対策本部長等の代替職員

		第1順位	第2順位	第3順位
対策本部長	市長	副市長	教育長	総務部長
副本部長	副市長	教育長	総務部長	企画室長
	教育長	総務部長	企画室長	
本部員	部長職の職員	理事職の職員	市長が指名する職員	

資料6 市緊急事態連絡室の構成等



※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。

※ 消防署においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

資料7 生活関連等施設の種類及び所管省庁

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	施設の有無 (県担当部局)
第27条	1号	発電所（最大出力5万kW以上）、変電所（使用電力10万V以上）	経済産業省	×
	2号	ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備	経済産業省	×
	3号	取水、貯水若しくは浄水のための施設又は配水池（10万m ³ /日以上以上の給水能力）	厚生労働省	×
	4号	旅客の乗降、待合いその他の用に供する鉄道・軌道施設（平均利用者10万人/日以上）	国土交通省	×
	5号	電気通信事業用交換設備（接続される回線・端末の数が3万以上）	総務省	×
	6号	放送用の無線設備	総務省	×
	7号	重要港湾の水域施設又は係留施設	国土交通省	×
	8号	空港の滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	×
	9号	ダム	国土交通省	○（河川課）
	10号	危険物質等の取扱所		
第28条	危険物質の種類		所管省庁名	施設の有無 (県担当部局)
1号	危険物		総務省消防庁	×
2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）		厚生労働省	×
3号	火薬類		経済産業省	○ (環境保全課)
4号	高圧ガス		経済産業省	×
5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）		文部科学省、 経済産業省	×
6号	核原料物質		文部科学省、 経済産業省	×
7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）		文部科学省	×
8号	毒劇薬（薬事法）		厚生労働省、 農林水産省	×
9号	電気工作物内の高圧ガス		経済産業省	×
10号	生物剤、毒素		各省庁（主務大臣）	×
11号	毒性物質		経済産業省	×

資料8 関係機関との協定一覧

No.	協定の名称	相手方	効力発生日
1	金沢市・小矢部市災害時相互応援協定	石川県金沢市	S57. 8. 12 (H17. 12. 8)
2	小矢部市・津幡町災害時相互応援協定	石川県津幡町	S57. 8. 12 (H18. 4. 24)
3	砺波市・小矢部市災害時相互応援協定	砺波市	H19. 12. 3
4	小矢部市・南砺市災害時相互応援協定	南砺市	H18. 1. 20
5	高岡市・小矢部市災害時相互応援協定	高岡市	H18. 2. 20
6	富山県市町村消防相互応援協定	県内全市町村	S44. 3. 7
7	富山県市町村消防相互応援協定に基づく第1応援協定	砺波市	S46. 4. 1 (H5. 4. 1)
8	〃	南砺市	H16. 11. 29
9	〃	高岡市	H17. 11. 21
10	小矢部市、津幡町消防相互応援協定	石川県津幡町	S58. 10. 15

※効力発生日の二段書きは、消防分団名称及び内容の変更に伴い、再度協定したものの。

資料9 市の地理的、社会的特徴

1 気候

本市の気候は日本海型であり、冬期には北西の季節風が吹き積雪量が多く、また、夏期には、フェーン現象を起こして気温が高くなる北陸地方特有の気象となっている。

気温は、平成17年で最低 -8.5°C から最高 35.7°C 、平均でも 13.2°C となっており、県内平野部の市町村と似通った状況となっている。

近年の温暖化現象により、降雪量は減少傾向にあるものの、本市において雪対策は社会活動を行っていくうえで重要な課題となっている。

気象状況（平成27年）

区分 月別	気温			降水量 (mm)		風速	
	平均	最高	最低	日 最大	月計	月最大 風速 m/sec	最多 風向
1月	1.7	5.0	-1.0	20.5	208.5	10.3	南南西
2月	2.7	6.3	-0.8	24.5	128.5	9.2	南南西
3月	6.2	10.8	1.8	31.5	143.5	10.6	南南西
4月	12.3	17.1	7.8	25.5	142.5	9.7	北東
5月	18.8	24.6	13.7	29.5	71.5	10.1	西北西
6月	20.5	24.9	17.1	19.0	104.5	9.6	北東
7月	24.8	29.1	21.3	46.5	151.5	9.5	北東
8月	25.6	29.8	22.3	44.5	135.0	8.9	北東
9月	20.3	24.4	17.1	38.0	213.5	9.1	北東
10月	15.5	20.8	10.8	43.5	89.5	14.9	南南西
11月	12.0	15.6	8.8	36.0	264.5	8.2	南南東
12月	6.4	10.2	2.8	66.5	297.0	13.7	南南西

2 人口

本市の人口は、平成18年12月末日現在33,641人、世帯数は9,760世帯で、県内の15市町村中10番目にある。人口は、わずかずつではあるが減少している。

地区別人口分布（平成27年12月末日現在）

地区名	人 口 (人)			65歳以上人口		世帯数 (世帯)	面 積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
	総数	男	女	実数(人)	割合(%)			
石 動	6,452	3,023	3,429	2,466	38.22	2,301	3.49	1,849
南 谷	850	414	436	363	42.71	321	15.65	54
埴 生	4,424	2,208	2,216	1,234	27.89	1,545	9.90	447
松 沢	2,935	1,410	1,525	874	29.78	1,029	5.45	539
正 得	1,475	733	742	397	26.92	423	4.30	343
荒 川	2,014	988	1,026	635	31.53	621	3.92	514
子 撫	1,121	522	599	426	38.00	382	9.10	123
宮 島	513	255	258	215	41.91	181	16.29	31
北蟹谷	1,382	684	698	534	38.64	398	26.34	52
若 林	1,523	737	786	458	30.07	437	5.17	295
津 沢	2,714	1,334	1,380	809	29.81	895	5.51	493
水 島	1,857	921	936	622	33.49	518	6.97	266
藪 波	1,995	958	1,037	647	32.43	674	7.53	264
東蟹谷	1,408	685	723	455	32.32	400	11.31	124
南 部	465	216	249	163	35.05	131	3.16	147
合 計	31,128	15,088	16,040	10,298	33.08	10,256	134.07	232

資料：小矢部市統計書（平成27年度版）

※面積合計は、平成27年3月6日付け国土交通省国土地理院公表により面積を変更したもの

国籍別外国人登録者数（平成27年12月末日現在）

区分	韓国又は朝鮮	中国	ブラジル	フィリピン	その他	合計
総数	8	202	71	23	70	374
男	2	53	38	2	38	133
女	6	149	33	21	32	241

資料：小矢部市統計書（平成27年度版）

資料10 小矢部市国民保護協議会条例

平成18年3月29日

条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、小矢部市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 協議会の委員の定数は、30人以内とする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料11 小矢部市国民保護対策本部及び小矢部市緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月29日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、小矢部市国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）及び小矢部市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 対策本部の本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、小矢部市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料12 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

平成16年9月17日
厚生労働省告示第343号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第10条第1項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成16年9月17日から適用する。

（救援の程度及び方法）

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第10条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第75条第1項各号及び令第9条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第13条までに定めるところによる。

2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。

3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市においては、その長）は、第1項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

（収容施設の供与）

第2条 法第75条第1項第1号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

イ 避難住民（法第52条第3項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、1人1日当たり300円（冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、1戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は2,385,000円以内とすること。

(2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝

金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、1人1日当たり300円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できるとし、1施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第89条第3項の規定により準用される建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項本文、第3項及び第4項並びに景観法（平成16年法律第110号）第77条第1項、第3項及び第4項並びに法第131条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条及び第7条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

二 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、2,385,000円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第3条 法第75条第1項第2号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所（長期避難住宅を含む。以下同じ。）に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第54条第2項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,010円以内とすること。

二 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第4条 法第75条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。
- 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
 - イ 被服、寝具及び身の回り品
 - ロ 日用品
 - ハ 炊事用具及び食器
 - ニ 光熱材料
- 三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季 別	1人世帯 の額	2人世帯 の額	3人世帯 の額	4人世帯 の額	5人世帯 の額	世帯員数が6人以上1人を増 すごとに加算する額
夏 季	17,300円	22,200円	32,700円	39,100円	49,600円	7,200円
冬 季	28,500円	36,800円	51,400円	60,300円	75,600円	10,300円

- 四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

（医療の提供及び助産）

第5条 法第75条第1項第4号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療の提供

- イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。
- ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。
- ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

- ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

二 助産

- イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。
- ロ 次の範囲内において行うこと。
 - (1) 分べんの介助

(2) 分べん前及び分べん後の処置

(3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第6条 法第75条第1項第5号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

二 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第7条 法第75条第1項第6号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺（附属品を含む。）

ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ハ 骨つぼ及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人193,000円以内、小人154,400円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第8条 法第75条第1項第7号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。

二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第2条第1号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。

三 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第9条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第1号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものであること。

二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり510,000円以内とすること。

(学用品の給与)

第10条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第2号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（盲学校、聾学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。
- 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
 - イ 教科書
 - ロ 文房具
 - ハ 通学用品
- 三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。
 - イ 教科書代
 - (1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費
 - (2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費
 - ロ 文房具費及び通学用品費
 - (1) 小学校児童 1人当たり 4,100円
 - (2) 中学校生徒 1人当たり 4,400円
 - (3) 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円
- 四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

（死体の捜索及び処理）

第11条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第3号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 死体の捜索
 - イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。
 - ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。
- 二 死体の処理
 - イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。
 - ロ 次の範囲内において行うこと。
 - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - (2) 死体の一時保存
 - (3) 検案
 - ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。
 - ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。
 - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,300円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,000円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 救護班において検索をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第12条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第4号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり137,000円以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第13条 法第75条第1項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ 飲料水の供給

ロ 医療の提供及び助産

ハ 被災者の捜索及び救出

ニ 死体の捜索及び処理

ホ 救済用物資の整理配分

二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

資料13 被災情報の報告様式

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分

小矢部市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 小矢部市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊 (棟)	半壊 (棟)	
			重傷 (人)	軽傷 (人)			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

資料14 安否情報に関する様式

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③ 出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③ 出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否情報報告書

報告日時 _____ 年 月 日 時 分
 市町村名 _____ 担当者名 _____

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷(疾病)の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先 その他必要情報	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

様式第4号（第3条関係）

安否情報照会書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		年 月 日
申 請 者 住所（居所） 氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。 ③の場合、理由を記入 願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 （ ）	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本 その他（ ）
	その他個人を識別 するための情報	
※ 申 請 者 の 確 認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

様式第5号（第4条関係）

安否情報回答書

殿		年 月 日
		総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別 するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」欄に記入すること。

資料15 火災・災害等即報要領様式

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

※爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他		
出火場所			
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分)
火元の業態・用途		事業所名 (代表者氏名)	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造階層	建築面積 延べ面積	
焼損程度	焼損棟数 全半部分焼ぼ 焼棟焼棟 棟棟棟棟 } 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a
り災世帯数		気象状況	
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消防団 台 人 その他 人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	(レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他)			
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()	物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他 ()				
施設の概要	危険物施設 の 区 分				
事故の概要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢) _____ 人	負傷者等 重 症 _____ 人 (_____ 人) 中 等 症 _____ 人 (_____ 人) 軽 症 _____ 人 (_____ 人)			
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	出 場 機 関	出 動 人 員	出 場 資 機 材		
		事 業 所	自衛防災組織	人	
		共 同 防 災 組 織	人		
	そ の 他	人			
	消 防 本 部 (署)	台 人			
	消 防 団	台 人			
	海 上 保 安 庁	人			
	自 衛 隊	人			
警 戒 区 域 の 設 定 使 用 停 止 命 令	月 日 時 分	月 日 時 分			
火災対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等 { 重症 症 中等 症 軽 症	人 (人)
	計 人		人 (人)
	不明 人		人 (人)
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
消防庁受信者氏名 _____	市 町 村 (消防本部名)	
災害名 _____ (第 報)	報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	年	月	日	時	分
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟	
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟	
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)	(市町村)								

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その2)

(被害状況即報)

都道府県			区			分			被			害		
災害名	災害名		第	報		田	流失・埋没		ha					
	報告番号			(月 日 時現在)			冠水		ha					
報告者名			畑	流失・埋没		ha								
				冠水		ha								
区	分		被	害		そ	文教施設		箇所					
							病院		箇所					
人的被害	死者		人			の	道		箇所					
	行方不明者		人				橋りょう		箇所					
負傷者	重傷		人			河	川		箇所					
	軽傷		人				港湾		箇所					
住家被害	全壊		棟			砂	防		箇所					
	半壊		棟				清掃施設		箇所					
一部破損			世帯			崖	くずれ		箇所					
			人				鉄道不通		箇所					
床上浸水			棟			被	害船舶		隻					
			世帯				水道		戸					
床下浸水			人			電	話		回線					
			棟				電気		戸					
非住家	公共建物		棟			ガ	ス		戸					
	その他		棟				ブロック塀等		箇所					
					火災発生	り		災世帯数	世帯					
						り		災者数	人					
					建	物		件						
						危険物		件						
					そ		の他		件					

区	分	被	害	災害対策本部等の設置状況	都道府県		
公立文教施設	千円				市 町 村		
農林水産業施設	千円						
公共土木施設	千円						
その他の公共施設	千円						
小計	千円						
公共施設被害市町村数	団体						
その他	農業被害	千円		災害救助法適用市町村名	計	団体	
	林業被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
その他	千円						
被害総額	千円				消防職員出動延人数	人	
					消防団員出動延人数	人	
備考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況 						

※被害額は省略することができるものとする。